

# 令和4年度データセンター集積推進事業（関連産業調査）委託業務処理要領

## 1 目的

この要領は、道が委託する令和4年度データセンター集積推進事業（関連産業調査）委託業務の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 業務目的

国内外でのデータセンター市場の拡大や国によるデータセンター拠点の地方分散の動きを捉え、本道へのデータセンターのさらなる立地促進のため、データセンターに密接に関連（利用）し、データセンターのビジネス需要となる産業・事業者の誘致に向けた調査を実施する。

## 3 委託業務の内容

### (1) 関連産業・事業者の誘致に向けた調査

次の内容について、調査を実施する。

※ 調査項目の詳細については、委託先決定後、道と調整して決定する。

#### ア データセンターに密接に関連している事業者へのヒアリング

##### (ア) 対象事業者：

各分野の事業者3社程度から、複数回ヒアリングし詳細を把握すること。

- a サービスプロバイダー（クラウド・アプリ・SaaS・ホスティング事業者など）
- b コンテンツ（配信サービス・CDN・ゲームなど）
- c キャリア（回線事業者・ISPなど）
- d 金融（銀行・証券・FX・マイニング・ブロックチェーンなど）
- e IoT（AI・ビックデータ・自動運転・医療など）
- f データセンター事業者（ハイパースケール事業者。受電容量2MW以上）

##### (イ) 調査内容：

- a 各分野の事業者の事業内容やサービスモデル、現在のデータセンターや通信ネットワークの利用方法とその状況（産業構造の分析）、地方展開（立地）や地方データセンターの利用意向、立地のための条件や課題、重視する事項（レイテンシー、電力等）など

イ 上記アを踏まえた、関連産業・事業者の本道への誘致にあたっての条件・ポイント等の分析・取り纏め、現状の課題点に対する北海道として取り組むべき事項・役割

ウ 道内のデータセンターを利用した事業モデルや道内のインターネット通信トラフィックを増加させる手法、北海道で市場規模の拡大が期待されるITサービス・産業クラスターの検討

※（1）の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぐため適切な措置を講じること。

※詳細な業務内容については、当委託業務の契約締結後、道と調整して決定する。

### (2) 事業実施報告書の提出

上記（1）の業務に関する報告書：紙媒体3部及び電子媒体1部

※準備段階で得たデータも電子媒体により提出する。

※提出期限：令和5年（2023年）3月10日（金）

#### 4 業務処理計画書について

受託者が、契約書4条の規定に基づき提出する業務処理計画書は、次のとおりとする。

- ・業務処理計画書（別記第1号様式）

#### 5 実績報告等及び概算払について

(1) 受託者が、契約書第11条の規定に基づき提出する実績報告等については、次のとおりとする。

- ア 実績報告書（別記第2号様式）
- イ 収支精算書（別記第3号様式）
- ウ 事業実施報告書（紙媒体3部及び電子媒体1部）

(2) 受託者が、契約書第13条の規定に基づき提出する概算払の請求書等は、次のとおりとする。

- ア 概算払請求書（別記第4号様式）
- イ 収支計画書（別記第5号様式）

#### 6 取得財産の管理

委託業務の実施により取得した財産は、取得後、速やかに財産台帳に登録し、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、業務終了後、財産台帳の写しを委託者に提出するものとする。

#### 7 再委託について

次の要件を満たす場合は、契約書第3条ただし書に基づき再委託を行うことができるものとする。

- (1) 再委託をさせようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。
- (2) 再委託させることの合理的理由があるとき。
- (3) 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

#### 8 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、企画提案の内容を基本として、道との連携に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症などの影響により委託業務の実施の中止や業務内容を変更する場合がある。